

バーチャルオンリー株主総会について

2021年3月 産業組織課

バーチャル株主総会に関する現状

現行法におけるバーチャル株主総会

- 現行会社法上、ハイブリッド型バーチャル株主総会を開催することは可能であるが、バーチャルオンリー株主総会の開催は難しい。
 - ✓ 株主総会を開催するためには、株主総会の「場所」を定めなければならない（会社法第298条第1項第1号）。
 - ✓ 株主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でないといけないと解されている。

バーチャルオンリー

- ✓ 物理的な会場を設けない。
- ✓ 株主、取締役等はインターネット等の手段により出席。

ハイブリッド（出席／参加）型

- ✓ 物理的な会場を設けるとともに、株主、取締役等がインターネット等の手段により出席・参加することを許容。

バーチャルオンリー株主総会の必要性

- バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主など多くの株主が出席しやすく、物理的な会場を用意するコストが不要で、また、感染症への対策に資するもの。
- その実施により、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、産業競争力の強化を実現するために、バーチャルオンリー株主総会の実施を可能とする必要がある。

（参考）成長戦略会議の実行計画（令和2年12月1日）

「来年の株主総会に向けて、バーチャル株主総会を開催できるよう、2021年の通常国会に関連法案を提出する。」

 **産業競争力強化法の改正により会社法の特例を措置**

バーチャルオンリー株主総会に関する改正法案の内容

- 産業競争力強化法の改正により、場所の定めのない株主総会に関する会社法の特例を創設し、バーチャルオンリー株主総会の実施を可能とする。

改正法案の主な内容(関連部分)

- ① 上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができることとする。
- ② 上記①の定款の定めのある上場会社については、株主総会の「場所」を定めなければならないとする会社法の規定を、「株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨」と読み替えること等により、バーチャルオンリー株主総会を開催できることとする。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、施行後2年間は、上記①の確認を受けた上場会社の定款には、上記①の定款の定めがあるものとみなすことができることとする。
※ これにより、定款変更のための株主総会を開催することなく、バーチャルオンリー株主総会を開催することができる。

(参考) 産業競争力強化法改正法案 (令和3年2月5日閣議決定)

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「**上場会社**」という。）は、株主総会（種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会。以下この項及び次項において同じ。）とすることが**株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合**として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、**経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。**

2 **前項の規定による定款の定めがある上場会社**の取締役（会社法第二百九十七条第四項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主）**が場所の定めのない株主総会を招集する場合**（その招集の決定の時に前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。）における同法（中略）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

| | | | |
|---------------------|---------|---|----------|
| 第二百九十八条第一項各号列記以外の部分 | 次に掲げる事項 | 次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項 | 招集時の決定事項 |
| 第二百九十八条第一項第一号 | 場所 | 株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨 | 株主総会の場所 |

(後略)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、附則において、**施行後2年間は**、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該上場会社については、**その定款に第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなすことができる旨を規定している。**